

議事録

会議等の名称	令和4年度 第1回東御市障害者 総合支援協議会	開催日時	令和4年10月31日 10時00分～11時30分
		場 所	東御市総合福祉センター 3階 講堂
主催者(事務局)	福祉課福祉援護係 子ども家庭支援室	司会者	小林福祉課長
出席者	<p>〔委員〕 山口正彦委員、荻原太郎委員、松林祐子委員、福井紀子委員、北沢恵子委員、井出容子委員、小林里枝委員、池本智恵子委員、大山裕二委員、岩佐淳委員、俵和一委員、鈴木しのぶ委員、鹿取ちか委員</p> <p>〔アドバイザー〕 上小圏域障害者総合支援センター 橋詰正</p> <p>〔事務局〕 小林健康福祉部長、小林福祉課長、永島福祉援護係長 福祉援護係 荒井、白濱、翠川、土屋 子ども家庭支援室 掛川室長</p> <p>〔関係課〕 高野子育て支援係長、小林保育係長、土屋保健係長、 安川学校教育係長、重田青少年教育係長</p> <p style="text-align: right;">(傍聴人あり)</p>		
欠席者	竹内紀子委員		
討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)	
議題 6 協議事項 (1) 第4次東御市障がい計画のPDCAについて	事務局	資料1、資料2、資料3について説明	
	大山裕二委員	資料2「第6期東御市障がい福祉計画の令和4年度実施状況」に記載のある実績値は、東御市の受給者証所持者をもとにした数値か。	
	事務局	東御市で支給決定されている方の実績値となるので、東御市での受給者証をお持ちになります。	

第6期東御市障がい福祉計画の令和4年度実施状況	大山裕二委員	東御市民で市外の事業所に通っている方も含まれているという解釈でよいか。
	事務局	東御市外の施設を利用されている方も含まれておりません。
第2期東御市障がい児福祉計画の令和4年度実施状況	井出容子委員	グループホームや就労支援事業所が東御市にはまだ不足していると思うので今後増えていけばよいと思う。
	大山裕二委員	事業所も持つことは可能だが、収支を整えることが難しい。 東御市の方が市外の事業所を利用する交通手段として電車が考えられるが、田中駅まで自身で行かなければならない。駅までの移動手段が無いために市外まで来れない方がいると思われる。事業所としては市外の送迎が難しく、さらに就労移行支援となると自力での通所が求められる。そのため、公共交通機関など、送迎ができるような施策が市としてとれるとよい。 また、資料には就労移行支援から一般就労への移行者数についての記載はあるが、就労継続支援B型からA型、A型から就労移行支援の移行者数についても記載があってもよいと考える。
	小林里枝委員	少し頑張れば就労できる可能性のある障がい者の方へのサポートについても考えていただきたい。
	事務局	企業に送りたい事業所側と受け入れたい企業側の歩み寄りの場を設けたり、福祉サービスを使っただく中で、自立する力を伸ばしていくということも組み合わせると、就労に繋がりやすくなるのではないかと考えます。 就労サービス単体で考えるのではなく、幅広い視点で取り組みたいと思います。
	山口正彦会長	資料1、5頁の(2)「成人版のサポートブックの作成の支援」について、実施状況が1となっている。何故1となっているのか、現在の取組みについて説明していただきたい。

事務局	<p>児童版のサポートブックにつきましては、児童の皆さんが学校の卒業などにより節目が多いため必要とされてきました。成人されてからのサポートブックについては相談支援事業所が作成されているフェイスシートと区別できていない部分がありました。今後の作成についてですが、児童版サポートブックのときのように、フェイスシートの方が事業所側や支援者側が伝えたいことを盛り込むものとして、サポートブックについてはご家族が伝えたいことを中心に障がい者団体の方々を含めて、内容を詰めていきたいと思います。</p>
大山裕二委員	<p>グループホームが不足しているとのことだが、具体的などのようなグループホームが必要なのか、具体的に規模や人数など把握しているのか確認したい。</p>
事務局	<p>具体的な人数はお示しできませんが、圏域にあるグループホームで空きが出やすいところは男性限定のところ、女性のみで構成されているグループホームが少ないため、女性の待機者がいるのが現状です。また、民家再生型のグループホームが多く、アパートタイプを希望されている方もおります。</p>
大山裕二委員	<p>市の公営住宅で住まいの場所のみ提供していただき、オペレーション等の運営は障がいサービス事業所が行うという方法は可能なのか。一軒家であればよいが、アパートタイプとなると隣人との関係もあるため部屋の確保が難しい。</p> <p>また、グループホームの数は増えているが、支援者の質についての問題点もある。グループホーム入居者の将来を考えていかなければならないとなると行政側からも建物等を活用させていただくと上手くいくのではないかと思う。</p>
北沢恵子委員	<p>将来的にグループホームを希望している方がいるが、現在は無の状態である。今までは、通所している事業所の中だけの支援と考えていたが、建物は市のもので別で支援をする事業所があれば入居が可能になるのではないかと考えた。</p>

<p>(2)第7期東御市 障がい福祉計画、 第3期東御市障が い児福祉計画につ いて</p>	<p>事務局</p>	<p>望む方が利用できる施設を準備することや、施設を頼らなくても地域で暮らせる仕組みを地域の皆さんを含め、考えていきたいと思います。</p>
	<p>事務局</p>	<p>令和5年度は第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画の策定年度となります。策定に伴い来年度につきましては4回会議を実施する予定です。</p> <p>また、事業所や各団体など対象となる方への調査についても実施させていただきますのでご協力よろしくお願ひします。</p>
	<p>荻原太郎副会長</p>	<p>本日用意された協議事項は、すべて協議が済んだため、以上を持ちまして協議事項を終了とする。</p>

令和4年度 第1回東御市障害者総合支援協議会次第

日時：令和4年10月31日（月）
午前10時00分～
場所：東御市総合福祉センター
3階 講堂

委嘱書交付

1 開会

2 市長あいさつ

3 自己紹介

4 東御市障害者総合支援協議会の役割・東御市総合障がい計画について

5 会長・副会長選出

6 協議事項

(1) 第4次東御市障がい者計画のPDCAについて

資料1

第6期東御市障がい福祉計画の令和4年度実施状況

資料2

参考資料1

第2期東御市障がい児福祉計画の令和4年度実施状況

資料3

参考資料2

(2) 第7期東御市障がい福祉計画、第3期東御市障がい児福祉計画について

(3) その他

7 その他

8 閉会

東御市総合障がい計画【概要版】

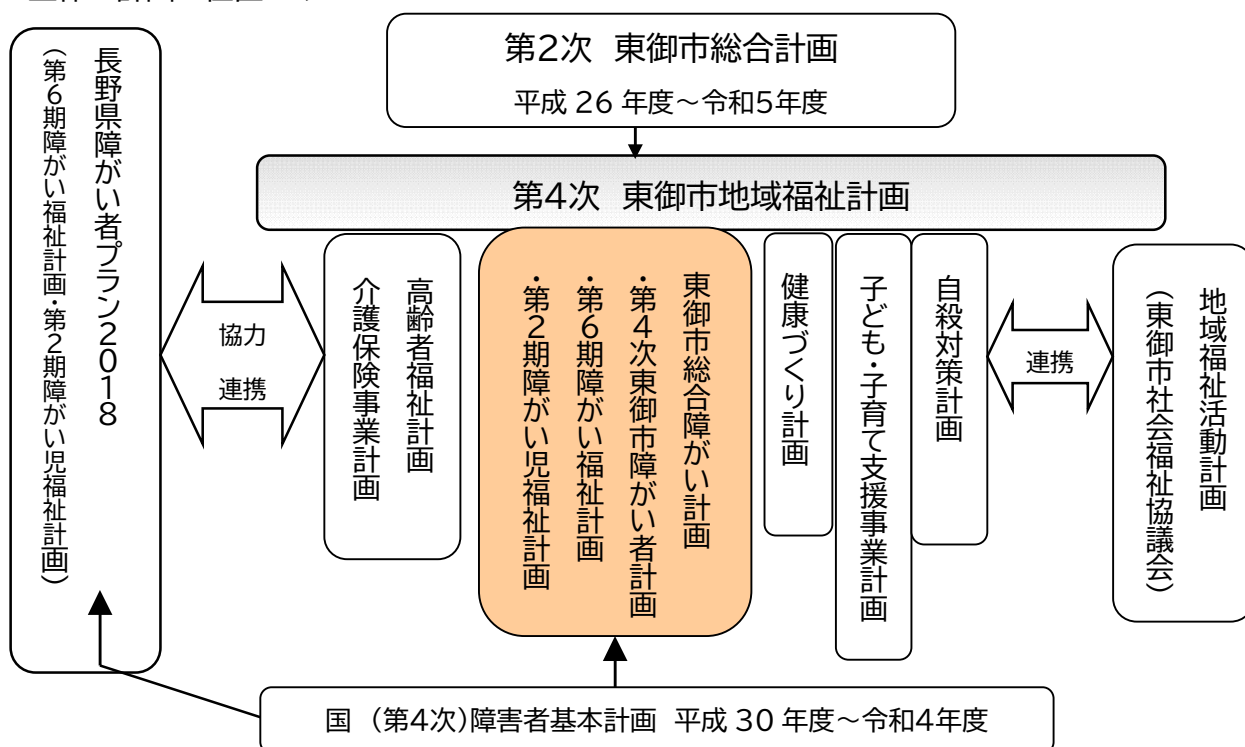
1. 計画の趣旨

平成 28 年から令和 2 年までを計画期間とした「東御市障がい者計画」により、障がい者ニーズに対応した総合的な福祉施策の推進を図ってまいりました。計画の最終年度に見直しを行い、「誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す」ための計画として、東御市総合障がい計画を策定しました。

○東御市総合障がい者計画の構成

計画の名称	内容	計画期間
第 4 次東御市障がい者計画	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めるための中長期的な計画	令和 3 年度から 令和 8 年度まで
第 6 期東御市障がい福祉計画	自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を内容とした具体的な推進計画	令和 3 年度から 令和 5 年度まで
第 2 期東御市障がい児福祉計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施等障がい児に特化した計画	

2. 全体の計画の位置づけ



3. 計画の基本理念と基本方針

(1)第4次東御市障がい者計画

- ① 基本理念 「誰もが、自分らしく暮らせる、まちを目指す」
- ② 基本方針
 - ア 社会的に自立し、自分らしく生きるための支援を行う
 - イ 人権尊重と社会参加を促進する
 - ウ 共生社会を実現を目指す
 - エ 安心して生活するための環境整備を行う

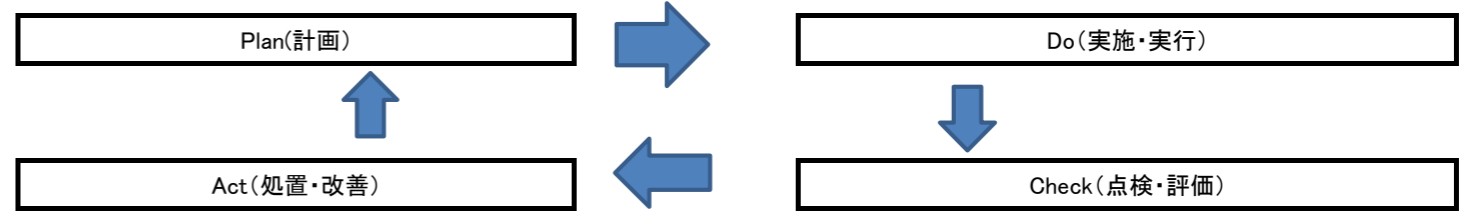
(2)第6期東御市障がい福祉計画・第2期東御市障がい児福祉計画

- ① 基本理念
 - ア 障がい者等の自己決定の尊重と意志決定の支援
 - イ 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
 - ウ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
 - エ 地域共生社会の実現に向けた取組
 - オ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
 - カ 障がい福祉人材の確保(新規)
 - キ 障がい者の社会参加を支える取組(新規)

第4次東御市障がい者計画 令和4年度 PDCA評価

(令和4年8月31日現在)

資料



1・・・未実施、2・・・一部実施、3・・・ほぼ実施

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
1章1節 福祉サービスの充実					
1. 障がい者・児の福祉サービスの充実	(1) 障がい福祉サービスの提供体制の充実及び質の向上	18	2	事業所や行政、関係者が定期的に支援会議を行い、利用者の要望に沿ってサービス提供を行えるよう努めている。東御市民間介護・福祉事業所連絡会にて情報交換等の機会を設けているが、障がい福祉サービスに特化した情報交換の機会が少ない現状がある。居宅介護については利用希望に比べて事業所数が少ない現状があるため、サービスの受け入れは利用者のニーズに合わせ、圏域及び広域で調整を実施している。	今後も、関係機関との情報交換・意見交換等を通じて質の高いサービスを提供できるよう努める。また、グループホーム開設や短期入所の受け入れ施設の拡充及び居宅介護支援事業所のサービス提供体制については、事業所へ情報提供し、整備や受け入れ強化等について働きかけを行っていく。
	(2) 障がい福祉サービスの整備・拡充		2		
	(3) 事業所間の連携体制の強化		2		
	(4) グループホーム開設の促進や短期入所の受け入れ施設の拡充		2		
2. 相談支援体制・情報提供の充実	(1) 相談支援事業所や相談支援専門員の質及び数の充実	18	2	市内相談支援事業所数は令和4年度に1か所が廃止となり、5か所となったが、相談支援専門員数は10名を維持している。しかし、児童の相談支援事業所が少ない現状である。窓口相談時には福祉のしおり等を活用し、各個人に合わせて福祉サービス等に関する情報提供を実施している。市報やホームページ等にも随時情報を掲載している。	相談支援専門員の質の向上については、令和3年度から圏域において「OJT体制整備事業」を実施し、事例を通してスキルアップを図っているため、今後も継続していく。指定特定及び一般相談支援事業所の設置については引き続き、必要に応じて設置を促進していく。福祉のしおりの配布、ホームページやLINEによる情報発信、障がい福祉サービスの説明希望者へ個別に対応する等、必要な方への情報発信に一層努める。
	(2) 指定一般相談支援事業所の設置促進		2		
	(3) 気軽に相談できる相談窓口づくり、専門的知識を有する職員の配置		3		
	(4) 障がい福祉に関する情報提供の充実		3		
1章2節 移動支援対策の推進					
1. 移動支援の充実	(1) 福祉有償運送サービスの周知、促進	19	3	個別相談時や手帳交付時に福祉サービスの内容について説明している。福祉有償運送は実施事業所が3か所あるが新規受け入れが難しい状況である。また同行援護や行動援護についても事業所が少ないうえ、コロナウイルス感染症の影響で実施困難となっている。東御市公共交通活性化協議会においては関係機関・関係部署で連携し、今後の東御市の公共交通の在り方についても検討をすすめている。	個別相談時及び手帳交付時等において移動支援サービスの周知について継続していく。障がい者に対する移動支援サービス提供事業所の設置・増強について、東御市民間介護・福祉事業所連絡会において事業所に対して働きかけを行っていく。また、これからの地域公共交通の在り方について、引き続き関係機関・関係部署で連携し障がい者・高齢者も利用しやすい交通システムについて研究を継続していく。
	(2) 交通手段について先進事例の研究		3		
	(3) 公共交通機関等の割引についての周知、理解促進		3		
	(4) 移動に関する支援の充実強化		2		
2. 移動に関する助成事業の推進	(1) 自動車運転免許取得や自動車改造に要する経費の助成	20	3	各事業について、福祉課への問い合わせ対応以外にも手帳取得時の周知をはじめ、事業該当対象者への通知や、個別相談時の周知を図っている。	引き続き、支援及び助成を実施していく。
	(2) 特定疾患等患者の通院費補助		3		
	(3) 障がい児施設への通園費用補助		3		
	(4) 福祉タクシーの運賃の助成		3		
	(5) 補助犬の飼育費用の助成、理解促進		3		
	(6) タクシー券助成制度		3		
1章3節 生活安定支援施策の充実					
1. 給付事業・助成事業の推進	(1) 障害年金制度の周知・啓発	22	3	各種給付・助成事業について、福祉のしおりやパンフレット、ホームページ等を活用して広く周知を行うとともに、個別のケースに応じて情報提供等を実施している。	各種要件を満たしている方々に漏れなく最新情報提供ができるよう、今後も周知に努める。
	(2) 各種福祉手当の周知及び給付		3		
	(3) 重度障がい者(児)の医療費自己負担分の助成		3		
	(4) 市営住宅の入居時の家賃の減免や優先入居、単身入居等の措置		3		
	(5) 心身障害者扶養共済制度の周知、加入促進、助成		3		
	(6) 各種制度やサービスについての周知		3		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
1章4節 雇用と就労支援の強化					
1. 就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発	(1) 就労相談体制の充実、就労希望者への支援、企業の啓発	24	2	障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、まいさぼ東御等の関係機関と連携や情報共有を行っている。また、圏域で企業に対して研修を開催し、障がい者への理解を促す取り組みを行っている。	長野県労政事務所、障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、まいさぼ東御、市の商工観光課等の関係機関・関係部署と連携を図っていく。また、企業等を対象にした研修会を実施し雇用拡大を図っていく。
2. 一般就労の促進と定着支援	(1) 就労移行支援事業に関する情報提供、事業所の確保	25	2	就労のための訓練についての情報提供を行ったり、関係機関と連携を図り、一般就労への促進に努めた。令和4年度は障がい福祉サービスを利用していた1名が就労につながっている。また、就労が継続できるよう、市外の就労定着支援事業所や障がい者就業・生活支援センターも活用している。しかし、就労移行支援事業所が少なく、サービスの選択肢が少ないため、利用者の希望に添えない現状がある。	引き続き、関係機関と連携をしながら、一般就労の促進に努める。また、市内に就労定着支援事業所が設置されるよう、支援会議等を活用し事業所への働きかけを行っていく。
	(2) 就労に関する関係機関への取次ぎ		3		
	(3) 多様な勤務形態の普及や適切な就労の場の確保		3		
	(4) ジョブコーチの活用		3		
	(5) 就労定着支援の周知及び利用促進		3		
3. 福祉的就労の充実	(1) 働く場の提供、訓練、情報提供の充実	25	3	市内には、就労継続支援A型事業所が2か所、B型事業所が7か所あり、利用希望者のニーズに応じて見学や体験を通して利用に繋げている。また、就労につなげる前段階として、地域活動支援センターの利用や、まいさぼも連携し就労準備支援事業等の利用についても情報提供を行っている。しかし、新型コロナウイルス感染拡大で事業の活用が十分なされなかった。	引き続き、関係機関と連携しながら、個別に合わせた情報を提供していく。また、庁内でも障害者優先調達推進法に基づく優先調達を継続することで工賃水準の底上げに努めるとともに、定例会議を活用して事業の拡充に向け働きかけを行っていく。
	(2) 就労継続支援事業所等の基盤整備		3		
	(3) 作業工賃水準の底上げへの取り組み		3		
	(4) 地域活動支援センターの周知と事業の拡充		2		
2章1節 障がいへの理解と権利擁護の推進					
1. 相互理解の推進	(1) 教育現場での福祉教育の充実や障がいの理解を深める取り組み	28	3	社会福祉協議会、教育委員会等の関係機関・関係部署と連携し、教育現場での障がい理解を深めている。ハートをつなぐ障がいセミナー等を通して障がい者の理解促進を図ったが、コロナ禍の影響で行事の延期、中止が相次ぎ地域行事への障がい者の参加等の取り組みは課題がある。	相互理解を深めるためには実際に交流する機会が重要であるため、市内各事業所と連携し、地域住民と障がい者との協働の機会を設けていく。また、感染症の状況を見ながら、市民向けのセミナー、研修会等の啓発を継続していく。
	(2) 各関係機関と連携し、職場での障がい者理解の促進		3		
	(3) 障がい者と地域住民との交流支援		2		
	(4) 障がいに対する各強化月間等における啓発活動		2		
	(5) ボランティア活動を通じた理解促進		2		
	(6) ハートをつなぐ障がいセミナーや研修会、勉強会の開催		3		
2. 虐待防止の推進	(1) 虐待等防止総合対策推進協議会、障がい者虐待の防止	28	3	虐待等防止総合対策推進協議会において、市内での虐待の状態や傾向などを把握し対策を検討している。再発防止の観点から早期発見、早期対応に努めている。また、広報等で周知・啓発を実施している。個別の案件については、基幹相談支援センターや県と連携して対応した。	引き続き、虐待の防止と早期発見、早期対応及び周知・啓発に努める。
	(2) 虐待防止・早期発見の普及啓発、各関係機関との連携		3		
	(3) 虐待防止に関する周知・啓発		3		
3. 障がい者差別解消の推進	(1) 障害者差別解消法についての周知・啓発活動	28	2	公共施設の障がい者利用について、差別的な案件の相談があったため、関係機関・関係部署と連携し、個々に対応を行った。	障害者差別解消法や障がい者への理解の促進を図るため、地域住民を対象としたセミナーを予定している。引き続き、継続して周知・啓発を行っていく。
	(2) 障害者差別解消法に基づいた、事業所に対する取り組み		2		
4. 意思決定支援・成年後見制度の推進	(1) 成年後見制度の普及啓発、利用促進	28	3	上小圏域成年後見支援センターや関係機関との連携を図り、成年後見制度についての講演会や相談会を実施している。選挙時は個別に対応しているほか、投票所の環境整備を行っている。サービス利用等に関しては支援会議等で障がい者本人の意向を確認している。	今後も成年後見制度の更なる普及啓発と利用促進に努める。意思決定支援を充足するための支援者への啓発活動を継続していく。
	(2) 選挙等に関する権利行使の支援、体制づくり		3		
	(3) 障がい者一人一人の意思決定支援		3		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
2章2節 コミュニケーション支援の充実					
1. コミュニケーション施策の推進	(1) 手話通訳者の福祉課への配置	30	3	手話通訳者の派遣や広報等の点訳・音訳、日常生活用具(情報・意思疎通支援用具)給付事業、手話通訳者養成講座等を実施している。 令和3年度から遠隔手話通訳システムを活用した意思疎通支援事業を行っているが利用にはつながっていない。	遠隔手話通訳の情報提供や利用方法などの周知に努める。 今後も必要な方への情報提供を通じ、支援を推進していく。
	(2) コミュニケーション支援事業		3		
	(3) 手話奉仕員の養成		3		
	(4) 点字・音訳による情報提供		3		
	(5) 点訳・朗読奉仕員の人材養成		3		
	(6) 日常生活用具給付事業の普及		3		
2章3節 余暇活動の充実					
1. スポーツ・文化芸術活動の推進	(1) 身体教育医学研究所と連携	32	3	身体教育医学研究所が事務局を務める「みんなの健康×スポーツ」実行委員会で連携しながらユニバーサルスポーツの普及を図っている。 県障がい者スポーツ大会では新型コロナウイルス感染症予防のため市内から出場選手の多かったマレットゴルフが中止となり、出場者がなかった。また、令和4年度上小・県障がい者スポーツ大会は新型コロナウイルス感染症流行により結果として中止となった。 文化芸術活動については、障がい者団体や障がい者施設へ文化芸術祭等の情報発信をした。その他の文化芸術活動にはポスター掲示等を行っている。	障がい者の高齢化により参加できる種目が限られてきている現状を県に伝えている。上小障がい者スポーツ大会では、今後も当事者や関係団体などの意見を踏まえた開催や大会内容になるように努め、 今後も取り組みを継続していく。
	(2) スポーツ・レクリエーションによる交流や社会参加		2		
	(3) 全国障害者スポーツ大会等への選手の派遣、開催に対する支援		2		
	(4) 移動支援事業等、余暇活動の機会の提供		3		
	(5) 創作活動等の発表の場と文化芸術の鑑賞機会の支援		3		
	(6) 自主的な文化芸術活動の振興支援		3		
2. 交流・ふれあい事業の推進	(1) 希望の旅事業	33	3	重度心身障がい者希望の旅補助事業や親の会・家族会の活動を支援し、当事者や家族同士の交流を推進している。	事業等を継続し、当事者や家族同士の交流が図れるように支援していく。
	(2) 市内の各種イベント及びスポーツ大会などへの参加促進		3		
	(3) 長野県内各協会における交流会やイベント等の活動への参加促進		3		
	(4) 障がい者の当事者会、親の会、家族会の活動支援		3		
3章1節 療育体制の充実					
1. 地域療育システムの充実	(1) 各課連携の療育システムの構築	35	3	令和4年4月より、子どもサポートセンターが開設され、障がいの有無にかかわらず、0歳～18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、子育てに対する不安や悩み、家庭内の問題など、あらゆる悩み事について、関係機関と連携を図りながら、保健・福祉・子育て・教育が一体となって、継続的で切れ目のない支援に取り組んでいる。 ・定例会(毎週火曜日) ・子どもサポートセンター運営委員会幹事会(月1回) ・子どもサポートセンター運営委員会(隔月1回)	定例会等を通じ、課題共有と解決策について検討しつつ、保健・福祉・子育て・教育の“縦割り”を廃して分野横断的な「支援チーム」により、個別支援の充実を図っていく。
	(2) 庁内相談員連携と相談の充実		3		
	(3) 外部連携と専門相談の充実		3		
	(4) 運動発達支援		3		
	(5) 専門療育の整備		3		
	(6) 福祉サービスの充実と子育て支援施策の受け入れ促進		3		
	(7) 加配保育士配置と個別支援の充実		3		
	(8) 医療機関との連携		3		
2. 一人ひとりに応じた教育の推進	(1) 通常学級と特別支援学級の充実	35	3	特別支援教育支援員が学級担任と連携し、安定した学級経営を行っている。 発達障害の診断がある児童生徒、およびWisc検査を要請するすべての児童生徒について、個別の教育支援計画の提出を求めている。また、個別の指導計画については、各校の様式で作成している。 LD等通級指導については、サテライト教室や教育相談を活用することで、全小中学校が自校で支援を受けることができている。 全教職員を対象に「インクルーシブ教育講演会」を開催し、学校職員会会員の優れた実践を学び合っている。	支援会議に個別の教育支援計画を活用できるよう、特別支援教育コーディネーター連絡会で研究していく。また、特別支援学級から通常級へ移行するにあたっての配慮や手立てが十分なされるよう取り組みを継続していく。
	(2) 特別支援コーディネーターの強化と個別の指導計画・教育支援計画の活用		2		
	(3) LD等通級指導教室の活用とSST		3		
	(4) インクルーシブ教育と研修		3		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
3. 副次的な学籍の更なる推進	(1) 副次的な学籍の推進	35	3	特別支援学校に通う全ての児童生徒が、市内の小中学校に副学籍を置いている。各種行事等での交流希望や交流のあり方について、「副学籍」に関する希望調査を行い、副学籍校と保護者との連絡が滞りなく行われるよう配慮した。	副学籍の趣旨がよく分かる資料を作成し、より分かりやすく周知していく。
4. 家族支援	(1) 相談窓口の明確化と丁寧な相談	36	3	相談窓口については、子どもサポートセンター開設により一本化を図った。支援の必要な家庭等に対しては、早期アウトリーチ支援を柱とする新たな子育て世帯訪問支援事業を創設し充実を図った。親の会については、感染症の影響により、開催を控え、個別支援に重点を置いていた。	多くの家庭が健全な親子関係を形成できるよう、次年度からペアレント・トレーニングを事業化していく。子育て世帯訪問支援事業の拡充を図り、育児支援や家事支援、登園・登校支援を充実させ、子育てがしやすい環境づくりを行っていく。親の会についてはコロナ対策を講じつつ、11月に情報交換会の開催を予定している。
	(2) ペアレントトレーニング等による支援		3		
	(3) 子育ての負担軽減と養育環境の安定		3		
	(4) 親の会等の支援		3		
3章2節 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化					
1. 早期発見・早期支援の充実	(1) 乳幼児健康診査、5歳児発達相談会の充実	38	3	乳幼児健康診査や5歳児発達相談会において、発達状況の確認や子育て相談に応じる中で早期発見に努めつつ、適切な専門相談や療育支援につなげている。	今後もより丁寧な聞き取りと相談に努め、健診でのフォロー体制の強化を行い、さらなる早期発見・早期療育支援につなげていく。
	(2) 乳幼児家庭訪問による相談の充実		3		
	(3) 育児相談等各種相談の充実		3		
2. 切れ目のない支援の推進	(1) 保育、教育、労働、保健、福祉の連携による安定した支援環境	38	3	子どもサポートセンターが早期に関わり、支援が途切れることのないよう、子どもと家庭を支える伴走支援体制を築いている。また、それにより、保護者主体のサポートブックの後方支援をしていく。義務教育終了後の児童についても、地域の学習支援事業等と連携しながら支えている。	保護者に寄り添いつつ、早期発見・早期療育に重点的につなげていく。
	(2) 個別支援計画等の支援情報の適切な引継ぎ		3		
	(3) サポートブックの周知と作成推進		3		
	(4) 義務教育終了後の支援		3		
3章3節 多様な障がいへの支援					
1. 発達障がい等に対する支援の充実	(1) 発達障がいの支援	39	3	発達障がいについては、連携強化と個々に応じた支援に努めている。強度行動障がいについては、より専門的な対応方法について検討している。高次脳機能障がいについては、相談から適切なサービスにつなげている。重症心身障がいについては、全数把握し相談に応じている。	引き続き、関係機関との連携強化と適切な相談に応じ、併せて相談対応職員の資質向上のための研修等に参加していく。
	(2) 強度行動障がいの支援		3		
	(3) 高次脳機能障がいの支援		3		
	(4) 重症心身障がいの支援		3		
2. 医療的ケア児の支援体制の充実	(1) 包括的支援チームづくり	39	3	上小圏域の4市町村が実施主体となり、民間事業者へ委託する形で、医療的ケア児を対象とした児童発達支援・放課後等児童デイサービス事業所が上田市に開所した。	圏域及び市の協議会で現状確認を行い、課題等について検討していく。また、退院時の地域移行について丁寧に対応していく。
	(2) 多職種連携		3		
	(3) サービスの確保		3		
	(4) 実態把握と課題及び情報共有		3		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
3章4節 地域生活への移行支援					
1. 地域移行の推進	(1) 地域移行支援の充実	41	3	入院している障がい者に、面会や会議等を行い、医療機関と連携しながら退院時の支援体制の構築を図っている。施設入所者の地域移行は、平成28年度は1名、平成29年度以降は地域移行者は0名である。地域移行支援や地域定着支援を行う、指定一般相談支援事業所は市内に1か所あり、精神科病院に入院している方等へ必要に応じサービスの周知を図っている。	施設や地域での生活等のニーズ把握をすすめ、関係機関と意見交換等を通じて質の高いサービスを提供できるよう努める。また、一般相談支援事業所の整備促進については、事業所へ情報提供し、働きかけを行っていく。
	(2) 指定一般相談支援事業所の整備促進		2		
	(3) 医療的支援体制の構築		3		
	(4) 講演会や学習会など、啓発活動の実施		3		
2. 住まいの場の確保	(1) グループホームの整備促進	42	2	障がい者の地域における住まいの場であるグループホームは、市内に4か所あるが待機者もおり、不足している状況である。また、重度の障がい者が入居できるグループホームが少なく、地域移行が困難である。公営住宅を希望する障がい者には、優先入居制度等の紹介を行っている。	関係機関と情報共有や意見交換を行い、グループホームの整備に向けた取り組みの実施に努める。
	(2) 地域生活における不安解消のため、入所体験等の利用促進		3		
	(3) グループホームの家賃の補助		3		
	(4) 公営住宅入居に関する制度(減免制度、優先入居制度)の周知		3		
	(5) 長野県あんしん創造ねっと入居保証事業の周知・利用促進		3		
3章5節 地域包括ケアシステムの充実					
1. 包括的な支援体制の整備	(1) 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行援助	44	3	東御市民間介護・福祉事業所連絡会で、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズに移行ができるよう、それぞれのサービス内容に関する情報交換や移行時の問題点について意見交換を行い、スムーズな移行できるように努めている。 障がい福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、行政が集まる機会を設けることで関係機関が顔の見える関係性となり連携強化が図れ、適切な支援につなげることができている。 障がい者・家族の高齢化により、自宅での生活に不安を抱える方々からの相談に対して短期入所施設の体験等を紹介している。 児童版サポートブックは節目の多さから必要性を感じていたが、学校等卒業後の成人に関して、計画相談支援事業所が作成するフェイスシートとの区別がついていなかった。	事業所に対して体験事業の周知を行い、体験の受け入れ事業所の増加に努める。 成人版サポートブックの作成については、児童版サポートブックを作成した時のように、家族が伝えたいことを中心とした内容とするため、ご提案いただいた手をつなぐ育成会を中心に障がい者団体の方々と内容等を検討していく。
	(2) 成人版のサポートブックの作成を支援		1		
	(3) 障がい者の意思決定の支援、相談支援体制の一元化		2		
	(4) 障がい者の高齢化や親亡き後を見据えた体制づくり		2		
	(5) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築		2		
2. 地域生活を支えるサービス等の充実	(1) 居宅サービスの質的、量的確保と体制整備	45	2	令和4年8月からは社会福祉法人みまき福祉会と特定非営利活動法人笑明日が地域生活支援拠点となり、緊急時のコーディネート機能の充実につながった。緊急ショートを受け入れ・対応は上小圏域6施設の輪番により実施している。緊急時の対応体制は整っているが、東御市内に(障がい単独)短期入所を行っている事業所がなく、市内で短期入所を利用したいという要望に沿うことができていない。また、夜間を含む緊急時対応については、個別のケースに応じて各種事業の周知を図っている。	障がい者に対する短期入所サービス提供事業所の設置・増強について、東御市民間介護・福祉事業所連絡会等において事業所に対して働きかけを行っていく。 今後も各サービスについて必要な方への周知を推進していく。
	(2) 地域活動支援センター事業の充実		2		
	(3) 地域定着支援の周知・利用促進		3		
	(4) 自立生活援助について周知・利用促進		3		
	(5) 緊急時対応のための相談体制等の充実、実態の検証、検討		3		
4章1節 福祉のまちづくりの推進					
1. 人にやさしい福祉のまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりを推進し、地域で支えあう体制を整備	48	2	障がい者に配慮したまちづくり推進のため、市民に対する普及啓発の機会を持つとともに、「ヘルプマーク」や「信州パーキング・パーミット制度」の普及・啓発を実施している。また民生児童委員との連携を図っている。	令和4年度も引き続き、ハートをつなぐ障がいセミナーを実施し、市民への啓発の機会を持つ予定である。 引き続き普及・啓発活動を実施していく。
	(2) 事業者や市民に対し障がい者への合理的配慮の普及啓発を図る		2		
	(3) 地域の団体や当事者の方に対する情報提供等の支援		2		
	(4) 目に見えない障がいをお持ちの方にも配慮ができるまちづくり		3		
	(5) 地域福祉計画に基づく、地域住民による相互支援の推進		2		
	(6) 民生児童委員との連携		3		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
2. ボランティア活動の推進	(1) ボランティア活動やボランティア人材育成等により理解を深める	49	2	ボランティア活動の拠点となる社会福祉協議会の活動支援を通し、活動に必要な情報提供に努めている。人材育成に関しては手話奉仕員養成講座のほか、社会福祉協議会において音訳・点訳奉仕員養成講座を継続して行っている。	社会福祉協議会との連携を継続しながら、今後もボランティアの人材確保や活動支援を実施していく。
	(2) 社会福祉協議会の活動を支援、周知		3		
	(3) 障がい者を支えるボランティア活動に対する情報提供等の支援		3		
	(4) ボランティア養成講座や学習会の開催		3		
	(5) 福祉の森ふれあいフェスティバル等の活動を支援		3		
3. 福祉人材の養成確保	(1) 社会福祉士や精神保健福祉士、手話通訳者等の有資格者の確保	49	3	社会福祉士や精神保健福祉士、手話通訳者等が庁内に在籍し、必要時に専門的な支援ができるよう努めている。民生児童委員への情報提供や研修の機会の確保等、随時実施している。	引き続き、人材の確保に努めるとともに、民生児童委員との連携体制も維持していく。
	(2) 民生児童委員と連携し、研修・情報提供などにより連携体制を維持		3		
4章2節 生活環境基盤整備の推進					
1. 公共施設等の整備	(1) 公共施設等の障がい者に配慮した整備	51	2	既存施設については案内表示等を随時更新している。現在市営住宅では、車いす利用者に配慮した居室が整備されている。	車いす利用者に限らず、障がい者に配慮した公共施設等の整備を関係機関、関係部署と連携し進めていく。県営住宅の視覚障がい者用居室について空き情報などが入った際には個々のケースに応じた紹介を継続していく。
	(2) 市営住宅の建設や改修整備におけるバリアフリー化		3		
2. 住環境の整備	(1) 障がい者の居住環境を改善のための支援	51	3	障がい者にやさしい住宅改良事業の利用実績は令和4年8月31日現在で0件だった。65歳以上の障がい者からの相談が多く、高齢者にやさしい住宅改良事業や介護保険サービスへ相談をつなげている。	引き続き、助成を実施していく。民間事業者へ研修等の案内をすることを通して、障がいへの理解を促進していく。
	(2) 民間施設の障がい者の利用に配慮した整備の促進、啓発等		2		
3. 道路環境の整備	(1) 道路環境整備の充実	51	2	要望が出た際に点字ブロック、街灯、音響信号、段差解消等の整備については関係機関と連携を図りながら整備を進めている。また、道路の安全のために巡回パトロールを関係部署で実施している。	引き続き、関係機関、関係部署と連携を図りながら整備に努める。
	(2) 幅の広い歩道の整備や歩道の段差切り下げ等の整備推進		2		
	(3) 道路パトロールの充実		2		
	(4) 見やすく分かりやすい道路標識や道路標示などの整備を推進		2		
4章3節 保健・医療サービスの充実					
1. 健康づくりの推進	(1) 各種検(健)診や健康相談の充実	53	3	特定健診をはじめ、各種がん検診や健康相談、重度障がい者(児)に対する訪問歯科検診等を実施し、健康の保持増進に努めている。	今後も必要に応じて継続的に相談や事業の活用ができるよう、体制を維持していく。
	(2) 健康づくり計画「健康とうみ21」の推進		3		
	(3) 障がい者とその家族に対する栄養指導		3		
	(4) 在宅重度心身障がい者(児)の方への訪問歯科健診の実施		3		
2. 社会的リハビリテーションの充実	(1) 長野県立総合リハビリテーションセンターの利用促進	53	3	障がいの特性、または利用者の生活目標に応じてリハビリテーションが受けられるよう、専門機関と連携し支援を行っている。	当事者のニーズに応じて情報提供を継続すると共に、社会的リハビリテーションの体制を維持していく。
	(2) 精神障がい者の社会復帰促進のための支援の充実		3		
	(3) 社会的リハビリテーションを活用した、社会参加の促進		3		
3. 難病患者に対する支援の推進 (白濱)	(1) 関連機関の連携強化、相談支援の充実とサービスの提供	54	3	在宅重度障がい者及び難病患者への相談支援を行っているほか、特定疾患等通院費の助成を行っている。令和4年度は難病患者の日常生活用具給付実績はないが、個別相談時にサービスの周知に努めている。	引き続き、相談支援、通院費の助成を継続し、必要なサービスの提供に努める。また在宅生活を継続できるよう、日常生活用具給付等のサービスを周知していく。
	(2) 特定疾患等の患者が通院に要する交通費に対する助成		3		
4. 医療費の自己負担軽減	(1) 市の福祉医療制度の継続、周知	54	3	障がい者(児)の医療費自己負担額の軽減をする福祉医療制度・自立支援医療の提供を継続して行っている。制度利用については問い合わせも多く需要が高いことがわかる。	個別に合わせて制度を周知していく。また、市国保加入者の自己負担免除を継続していく。
	(2) 自立支援医療制度における市国保加入者の自己負担免除		3		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
4章4節 防災・防犯対策の推進					
1. 防災対策の推進	(1) 避難に支援者が必要な方の名簿作成、支援協力体制の確立等	56	2	福祉課の分担マニュアルを策定した。障がい児については医療的ケア児の名簿を作成し、障がい者については、地区ごとに名簿を整備している。また、必要に応じ支援者を含めた個別の支援会議を実施時に、災害時を想定したシミュレーションを行っている。	現在、災害時に安否確認ができるような名簿を作成中である。今後も災害に対しシミュレーション及び会議を継続して実施していく。
	(2) 災害等緊急時の音声や文字による情報伝達体制の整備推進		2		
	(3) 災害時の手話通訳者の派遣体制の整備		2		
	(4) 災害時における福祉避難所の設置、災害マニュアルの整備		2		
	(5) 防災訓練の実施、災害発生時の対応力強化		2		
	(6) 災害時支えあい台帳等のシステムづくりの推進		3		
2. 防犯体制の充実	(1) 安心・安全なまちづくり推進のための関係機関との連携	57	2	消費生活相談員との連携を図り、個別のケースで対応をしている。	安心・安全なまちづくりを推進するために関係機関と連携を図り、メール配信サービスを利用しながら防犯体制の整備に努める。
	(2) 障がい者の消費者被害を防ぐため、消費生活相談員と連携、啓発		2		
	(3) 犯罪被害防止のための啓発活動		2		
	(4) 市のメール配信サービスを利用し防犯意識の向上を図る		2		

第6期東御市障がい福祉計画の令和4年度実施状況 (令和4年8月31日現在)

障がい福祉サービス等		頁	令和4年度目標値	実績値 ()は令和3年度末数値	達成率		
1. 令和3年度の目標達成状況に関する項目							
①福祉施設の入所者の地域生活への移行		74					
地域生活移行者数			1 人	0 (0) 人	0%		
削減見込			0 人	2増 (1減) 人	0%		
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		75	地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施		上小圏域において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置		
保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数			2 回	0 (0) 回			
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加者	関係機関:保健		1 人	— (—) 人			
	関係機関:医療 (精神科)		1 人	— (—) 人			
	関係機関:医療 (精神科以外)		— 人	— (—) 人			
	関係機関:福祉		3 人	— (—) 人			
	関係機関:介護		2 人	— (—) 人			
	関係機関:当事者		2 人	— (—) 人			
	関係機関:家族		2 人	— (—) 人			
関係機関:その他	— 人		— (—) 人				
保健・医療・福祉関係者による目標設定及び評価	目標設定	課題共有と検討		— (—)			
	評価の実施回数	1 回	0 (0) 回	0%			
③障がい者の地域生活拠点等が有する機能の充実		76	地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の評価検証及び検討 (年3回以上)		令和4年7月より、相談支援事業所2か所が地域生活支援拠点となり、緊急時のコーディネート機能の充実が図られている。(緊急ショートを受け入れ・対応は上小圏域6施設の輪番により実施)		
地域生活拠点等の数			1 箇所	3 (1) 箇所	300%		
運用状況の検証及び検討の回数		77	3 回	1 (—) 回	33%		
④-1福祉施設利用者の一般就労への移行者数		79	5 人	1 (7) 人	20%		
(1)就労移行支援から			3 人	0 (6) 人	0%		
(2)就労継続支援A型から			1 人	1 (0) 人	100%		
(3)就労継続支援B型から			1 人	0 (1) 人	0%		
(4)生活介護・自立訓練から			0 人	0 (0) 人	0%		
④-2職場定着率		79	福祉施設から一般就労へ移行した者のうち就労定着支援の利用者		2 人	0 (0) 人	0%
就労定着支援の利用割合			40 %	0 (0) %	0%		
④-3就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数			市内に所在する就労定着支援事業所数		1 箇所	0 (0) 箇所	0%
上記事業所のうち就労定着率8割以上の事業所数		就労定着率8割以上の市内事業所の割合		1 箇所	0 (0) 箇所	0%	
				100 %	0 (0) %	0%	
⑤相談支援体制の充実・強化等		80	総合的・専門的な相談件数		135 件	(423)	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数			12 回	委託実施中		(114)	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援の件数			37 件			(83)	
地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数			6 回			(7)	
主任相談支援専門員の配置人数 (上小圏域)			8 人	11 (11) 人		138%	
⑥障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築		81	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数		8 人	9 (9) 人	113%
圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催			実施		未実施		
2. 障がい福祉サービスの利用に関する項目 (実績は令和4年3月~令和4年8月の1ヵ月当たりの平均サービス量)							
①訪問系サービス		84	居宅介護		451 時間	441 (429) 時間	98%
重度訪問介護			50 時間	0 (0) 時間		0%	
同行援護			88 時間	67 (83) 時間		76%	
行動援護			96 時間	113 (96) 時間		118%	
重度障害者等包括支援			280 時間	276 (274) 時間		99%	
②日中活動系サービス		88	生活介護		1,380 人日	1,314 (1290) 人日	95%
自立訓練 (機能訓練)			10 人日	0 (0) 人日		0%	
自立訓練 (生活訓練)			110 人日	78 (72) 人日		71%	
自立訓練 (宿泊型)			60 人日	49 (15) 人日		82%	

障がい福祉サービス等		頁	令和4年度目標値	実績値 ()は令和3年度末数値	達成率	
②日中活動系サービス	就労移行支援	88	176 人日	70 (115) 人日	40%	
	就労継続支援 (A型)		110 人日	173 (112) 人日	157%	
	就労継続支援 (B型)		1,476 人日	1,348 (1184) 人日	91%	
	就労定着支援		2 人日	2 (1) 人日	100%	
	療養介護		5 人分	5 (5) 人分	100%	
	短期入所 (福祉型)		88 人日	34 (48) 人日	39%	
	短期入所 (医療型)		4 人日	0 (0) 人日	0%	
③居住系サービス	自立生活援助	90	1 人	0 (0) 人	0%	
	うち精神障がい者の数		1 人	0 (0) 人	0%	
	共同生活援助		33 人	40 (38) 人	121%	
	うち日中サービス支援型共同生活援助		0 人	1 (0) 人	—	
	うち精神障がい者の数		13 人	20 (18) 人	154%	
施設入所支援		39 人	40 (37) 人	103%		
④相談支援						
計画相談支援	91		75 人	74 (70) 人分	99%	
地域移行支援			1 人	1 (0) 人分	100%	
		うち精神障がい者の数		1 人	1 (0)	100%
地域定着支援			6 人	3 (3) 人分	50%	
	うち精神障がい者の数		3 人	0 (0)	0%	

3. 地域生活支援事業に関する項目 (実績は令和4年4月～令和4年8月の1ヵ月当たりの平均サビ量)

①理解促進研修・啓発事業		92	実施	未実施	
②自発的活動支援事業		93	実施	実施	
③相談支援事業					
障害者相談支援事業	実施箇所	94	6 ヶ所	5 (6) ヶ所	83%
	基幹相談支援センター設置の有無		有	有	
市町村相談支援機能強化事業			実施	実施	
住宅入居等支援事業			実施	未実施	
④成年後見制度利用支援事業			実施	実施	
成年後見制度法人後見支援事業			実施	実施	
⑤コミュニケーション支援事業 (5ヶ月累計)					
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業		95	17 人	13 (15) 人	76%
	手話通訳者設置事業		1 人	1 (1) 人	100%
⑥日常生活用具給付事業 (5ヶ月累計)					
介護・訓練支援用具 自立生活支援用具 住宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排泄管理支援用具 居宅生活動作補助用具		96	2 件	0 (1) 件	0%
			5 件	0 (1) 件	0%
			5 件	1 (5) 件	20%
			6 件	1 (9) 件	17%
			600 件	270 (584) 件	45%
			1 件	0 (1) 件	0%
⑦移動支援事業					
延べ利用時間 実利用者数		97	2,400 時間	557 (1639) 時間	23%
			24 人	25 (26) 人	104%
⑧地域活動支援センター事業					
東御市設置分	実利用者数		20	20 (19)	100%
	延べ利用者数		1,200	241 (573)	20%
圏域設置分	実利用者数	99	4	1 (1)	25%
	延べ利用者数		280	1 (9)	0%
⑨その他の事業					
日中一時支援事業					
	実利用者数		20 人	5 (11) 人	25%
利用時間		240 時間	271 (428) 時間	113%	
点字・声の広報等発行事業			10 人	8 (8) 人	80%
奉仕員養成研修事業			22 回	10 (25) 回	45%
・手話奉仕員 ・要約筆記奉仕員 ・点訳奉仕員 ・音訳奉仕員	登録数	100	90 人	90 (82) 人	100%
	登録数		5 人	4 (4) 人	80%
	登録数		10 人	7 (7) 人	70%
	登録数		20 人	26 (26) 人	130%
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業		101	1 人	0 (0) 人	0%
身体障がい者用自動車改造費助成事業			1 人	0 (0) 人	0%

第2期東御市障がい児福祉計画の令和4年度実施状況 (令和4年8月31日現在)

1. 障がい児支援の提供体制に係る成果目標

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	頁	
児童発達支援センターの設置	106	【目標】 圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化を図る。 【実施状況】 圏域には、2事業所が設置済みであり、個別の支援会議等において個別支援の充実を図っている。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		【目標】 圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化を図る。 【実施状況】 圏域では2事業所が体制を構築済みである。保育園移行児について、保育園と児童発達支援事業所を併行利用するという形での療育面でのフォローや、療育コーディネーターの支援会議等への参加依頼により、集団適応の為の専門的な支援を実施している。
②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	107	【目標】 圏域1箇所の既存事業所におけるサービスの充実を図る。必要時は市内事業所にも対応を依頼する。 【実施状況】 圏域では1事業所確保済みであり、市内の重症心身障がい児はいずれもサービスにつながっている。
③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置		【目標】 圏域及び市内の既存の既存の協議会にて議論を深め、情報共有や課題等の検討に努める。 【実施状況】 圏域及び市内に協議会が設置され、両協議会に医療的ケア児等コーディネーターが配置されている。

2. 各サービスの見込み量及び確保方策（活動指標）

(1) 障がい児通所支援等の見込み量及び確保方策					
サービス名	頁	令和4年度目標値	実績値()は令和3年度実績	達成率	
児童発達支援	112	228 人日	217 (207) 人日	95%	
居宅訪問型児童発達支援		1 人日	0 (0) 人日	0%	
医療型児童発達支援		5 人日	0 (0) 人日	0%	
放課後等デイサービス		482 人日	619 (611) 人日	128%	
保育所等訪問支援		2 人日	0 (0) 人日	0%	
福祉型児童入所支援		1 人	0 (1) 人	0%	
医療型児童入所支援		1 人	1 (1) 人	100%	
障害児相談支援		22 人	23 (20) 人	105%	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター		圏域	4 人	3 (2) 人	75%
	市	2 人	2 (2) 人	100%	
(2) 発達障がい者(児)に対する支援					
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	頁	市	9 (12) 人	82%	
		その他	0 (0) 人		
ペアレントメンターの人数	113	親の会等において県ペアレントメンター事業の活用を検討		親の会未実施 開催方法について検討	-
ピアサポート活動への参加人数		ピアサポート活動について学ぶ機会の設定と、支援方法を検討		養成研修や活動の場についての情報提供	-
(3) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備					
市立・私立保育所・認定こども園 ※未診断の児童含む	114	46 人	22 (15) 人	48%	
児童館・児童クラブ ※各種手帳所持児童		2 人	1 (5) 人	50%	

令和4年度 障害福祉サービス実利用者数障がい種別一覧 参考資料1

令和4年8月31日現在

(人)

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
①地域移行者数										0	0	0
施設入所者の削減数										(2増)	0	(2増)
②福祉施設利用者の一般就労への移行者数							1			1	1	0
③就労移行支援事業利用者数						4	2			6	4	2
④就労継続支援A型事業利用者数			1			4	8			13	7	6

(1) 訪問系サービス

※合計の()は令和3年度末数値

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
①居宅介護(身体介護)	1		3			2	1			7(8)	3	4
②居宅介護(家事援助)	1		7	5		5	15			33(37)	14	19
③同行援護				9						9(10)	3	6
④行動援護	3									3(3)	3	0
⑤重度訪問介護										0(0)	0	0
⑥重度障害者等包括支援						1				1(1)	1	0

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
生活介護			23			44	5			72(73)	44	28

②自立訓練(機能訓練)

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
自立訓練(機能訓練)										0(0)	0	0

③自立訓練(生活訓練)

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
自立訓練(生活訓練)						3	3			6(8)	4	2

④自立訓練(宿泊型)

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
自立訓練(宿泊型)							2			2(1)	1	1

⑤就労移行支援

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
就労移行支援						4	2			6(15)	4	2

⑥就労継続支援（A型）

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
就労継続支援（A型）			1			4	8		13(6)	7	6

⑦就労継続支援（B型）

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
就労継続支援（B型）			7		1	44	38		90(94)	55	35

⑧就労定着支援

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
就労定着支援							2		2(1)	2	0

⑨療養介護

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
療養介護		5							5(5)	3	2

⑩短期入所

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
短期入所（福祉型）			3			3	1		7(6)	3	4
短期入所（医療型）									0(0)	0	0

（3）居住系サービス

①自立生活援助（新）

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
自立生活援助									0(0)	0	0

②共同生活援助

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
共同生活援助			2		1	20	17		40(38)	29	11

③施設入所支援

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
施設入所支援			11			28	1		40(38)	24	16

（4）相談支援

①地域移行支援

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
地域移行支援							1		1(0)	1	0

②地域定着支援

実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
地域定着支援			1			2			3(3)	3	0

令和4年度 障がい児通所支援利用者数 障がい種別一覧

参考資料2

令和4年8月31日現在

※発達障がい得手帳を所持されている方は「精神」または「知的」に計上しています。

①児童発達支援

※合計の（ ）は令和3年度末数値 (人)

児童発達支援	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
	1				7		8	16(23)	13	3

②居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
								0(0)		

③医療型児童発達支援

医療型児童発達支援	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
								0(0)		

④放課後等デイサービス

放課後等デイサービス	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
	2				35	1	42	80(72)	58	22

⑤保育所等訪問支援

保育所等訪問支援	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
							1	1(1)	1	0

⑥福祉型児童入所支援

福祉型児童入所支援	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
								0(1)		

⑦医療型児童入所支援

医療型児童入所支援	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
					1			(1)		1